

Ⅱ. 水質検査・土壌検査における留意点

産業廃棄物及び土砂等の不適正な処理の防止に関する条例施行規則第 11 条第 6 項、第 20 条第 4 項及び第 21 条第 4 項の規定による特定事業の許可に係る水質検査及び土壌検査の実施における留意点について

1 事業開始前（許可申請時）から完了（廃止）までの検査一覧

検査の実施時期等		検査の内容	備考
申請前		特定事業区域内の表土の土壌検査 (1 haを超える場合は、1 ha以内の区域に等分した区域ごとに行う。)	許可申請時に検査結果を証する書面を添付
施 工 中	土砂等の搬入前	搬入する土砂等の土壌検査 (規則第16条第4項第1号から第4号までに該当する場合を除く)	採取場所ごと、かつ4,000m ³ ごとに必要な土砂等搬入届に検査結果を証する書面を添付
	特定事業を開始した日から6ヶ月 (一時たい積事業は3ヶ月)ごと	特定事業区域内の浸透水の水質検査 (水質検査が実施できない場合は、土壌検査)	特定事業水質・土壌検査結果報告書に検査結果を証する書面を添付
完了（廃止時）		特定事業区域内の浸透水の水質検査 特定事業区域内の表土の土壌検査 (1 haを超える場合は、1 ha以内の区域に等分した区域ごとに行う。)	特定事業水質・土壌検査結果報告書に検査結果を証する書面を添付

2 水質検査及び土壌検査の試料採取について

水質検査及び土壌検査の試料採取は、計量証明を行う者の計量管理下で行わなければなりません。これは、計量証明を行う者（計量法（平成4年法律第51号）第107条の規定による濃度の計量証明登録事業者（以下「証明事業者」）が試料採取を外注した場合であっても、その業務を受注した者に対して、自らが行うのと同等の適切な方法で行わせ、その行為の責任を当該証明事業者が負うものとして計量証明が行われる場合を含みます。

3 水質又は土壌検査の結果を証する書面（環境計量士が発行したものに限る。）について

- (1) 証明事業者自らが試料の採取から分析を行った場合は、その検査結果について環境計量士が発行した検査結果を証明する書面又は証明事業者が発行する計量証明書とします。
- (2) 証明事業者が、試料の採取を外注した場合は、証明事業者が発行する計量証明書とします。
- (3) 次の場合の計量証明書は、水質検査又は土壌検査の結果を証する書面とはみなしません。
 - ・持ち込みサンプルである場合（証明事業者が試料の採取に関知していない場合）
 - ・試料採取が証明事業者の計量管理下にあると認められない場合

4 土壤検査の試料採取方法について

(1) 特定事業区域における土壤検査

(条例第 20 条、第 30 条 規則第 11 条、第 21 条関係)

1 ヘクタール以下の場合は 1 区域、1 ヘクタールを超える場合は、特定事業区域を 1 ヘクタール以内の区域に等分し、等分された区域ごとに試料を採取します。

試料は、原則として、区域ごとに任意に 5 地点を決め、その 5 地点から採取された土砂等を混合します。5 地点の選定に当たっては、区域内の状況を代表する地点とし、偏りのないようにします。

深さは、表層（地表から 5 センチメートル）と 5 センチメートルから 50 センチメートルまでの土砂等を同じ重量混合します。

ただし、第 1 種特定有害物質（土壤汚染対策法施行規則第 4 条第 3 項第 2 号イに規定する）にかかるものについては、代表的な地点 1 地点において、50 センチメートルまでのできるだけ深い位置で採取するものとします。

なお、条例第 30 条ただし書きの水質検査に代える土壤検査についての試料採取深さは、上記を原則とします。

(2) 特定事業区域へ搬入する土砂等の土壤検査

(条例第 26 条 規則第 16 条関係)

土砂等の発生場所ごとに、かつ、4,000 立方メートルまでごとに 1 回採取します。

試料は、原則として、任意に 5 地点を決め、その 5 地点から採取された土砂等を混合します。深さは、50 センチメートルまでのものとします。ただし、第 1 種特定有害物質に係るものについては、代表的な地点 1 地点において、50 センチメートルまでのできるだけ深い位置で採取するものとします。

5 一時たい積事業の場合における土壤検査の免除について

一時たい積事業については、特定事業区域の表土と特定事業に使用される土砂等が遮断される構造である場合（表土がコンクリート等で被覆されている場合）にあつては、申請前の特定事業区域の表土の土壤検査が免除されます。